

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)5月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例

札幌市介護保険条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第1項第6号ア中「第38条第1項第1号ハ」を「第22条の2第1項」に改める。
- (2) 別表中18の項を19の項とし、15の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、14の項の次に次のように加える。

15	法第107条第2項の規定による介護医療院の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。)の許可	1件につき 33,000円
----	--	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第6号アの改正規定は、平成30年8月1日から施行する。

(理 由)

介護保険法の一部改正により設けられた介護医療院の変更の許可に係る手数料を定める等のため、本案を提出する。